

平成 28 年度補正予算「災害情報伝達手段等の高度化事業」実施要領

1 事業概要

(1) 趣旨・目的

高齢者等の住民が、適切な避難行動等をとることができるよう、地域の実情に応じて新技術や既存技術の組み合わせ等による情報伝達手段等の提案型モデル事業を実施し、優良事例等の事業成果を全国の地方公共団体に普及させることを目指す。

(2) 事業内容

A. 戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業

市区町村において、高齢者等の地域住民に効果的に防災情報を伝達できるよう、防災行政無線の戸別受信機等^{※1}を整備し、その情報伝達効果を検証する。

※1 市町村防災行政無線（同報系）及びその戸別受信機、インターネットテレビ、V-Low マルチメディア放送、IP 一斉電話、FM ラジオのほか地域の実情にあわせた情報伝達手段を用いることとする。

B. 防災情報システムに係る実証事業

都道府県において、市区町村と連携して都道府県の防災情報システムを効果的に活用できるよう、市区町村の業務機能を含む各種機能（情報共有、被害集約、被災者支援等）を整備し^{※2}、災害対応業務の効率化・迅速化等の効果を検証する。

※2 市区町村におけるシステムの整備も含む。

(3) 事業の進め方

- ① 総務省は、地方公共団体から各事業の提案を募り、外部の有識者からなる評価委員会の評価結果に基づき、実証事業実施団体を選定する。
- ② 採択された提案に基づき実証事業実施団体が作成した仕様書をもとに、総務省は、入札を実施し、落札者（以下「実証事業受託事業者」という。）と契約を締結する。
- ③ 実証事業受託事業者は、情報伝達手段又は防災情報システムの整備及び検証を行い、その結果を報告書にまとめる。
- ④ 報告書をもとに、総務省は、優良事例等の事業成果を全国の自治体に普及させるためのガイドラインの作成（「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」（平成 28 年 3 月）の改訂等）を行う。

(4) スケジュール（予定）

平成 28 年 11 月 11 日	提案書提出期限
12 月頃	評価委員会開催、実証事業実施団体の選定
平成 29 年 5 月頃	契約締結、整備開始
12 月頃	整備・検証完了
平成 30 年 3 月頃	報告書とりまとめ、ガイドライン作成

2 公募概要

(1) 提案者

- A. 戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業・・・市区町村
- B. 防災情報システムに係る実証事業・・・都道府県
- (2) 事業費
 - A. 戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業・・・75 百万円未満
 - B. 防災情報システムに係る実証事業・・・100 百万円未満
- (3) 実証事業実施団体数
 - A. 戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業・・・5 団体程度を想定
 - B. 防災情報システムに係る実証事業・・・1 団体程度を想定
- (4) 提案書
 - ① 提出方法
 - ・ 紙媒体（郵送）及び電子媒体（メール）での提出とする。
 - ② 作成方法・提出先等
 - ・ 別添 2 「提案書作成要領」のとおり
 - ③ 提出期限
 - ・ 紙媒体（郵送）・・・平成 28 年 11 月 11 日（金）消印有効
 - ・ 電子媒体（メール）・・・平成 28 年 11 月 11 日（金）17 時必着

3 実証事業実施団体の選定

- (1) 実証事業実施団体に求められること
 - A. 戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業
 - ・ 市区町村において、現状分析を行った上で、地域の実情に応じて防災情報を伝達できるよう、防災行政無線の戸別受信機等を整備すること。
 - ・ 検証実験計画を作成し、訓練等を通じて情報伝達効果を検証すること。
 - B. 防災情報システムに係る実証事業
 - ・ 都道府県において、現状分析を行った上で、市区町村と連携して都道府県の防災情報システムを効果的に活用できるよう、市区町村の業務機能を含む各種機能（情報共有、被害集約、被災者支援等）を整備すること。
 - ・ 業務の標準化や最適化を図るため、他の地方公共団体や有識者を交えて機能仕様を検討すること。
 - ・ 検証実験計画を作成し、訓練等を通じて災害対応業務の効率化・迅速化等の効果を検証すること。
- (2) 選定方法
 - 総務省は、外部の有識者からなる評価委員会を開催し、その結果に基づき実証事業実施団体を選定する。評価は書面審査等により行う。なお、選定にあたり、必要に応じて、提案書を提出した地方公共団体に対して、ヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 評価のポイント
 - A. 戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業
 - ①現状分析
 - ・ 提案する市区町村の地域特性、災害特性、現状の情報伝達手段に係る課題等の分

析が十分になされているか。

- ・ 当該課題を解決するために提案する実証事業の内容、実証により期待される成果及び成果が達成されたかどうかの検証方法が明確にされているか。

②システムの内容

- ・ 情報が届きにくい高齢者等に対して音声や文字表示等の工夫により、きめ細かく確実に情報を伝えることができるシステムであるか。
- ・ 既存のシステムと比較して、運用面や技術面で新規性はあるか。
- ・ 提案する市区町村以外の市区町村でも導入可能な汎用性のあるシステムであるか。
- ・ 耐災害性の向上が図られているか。

③コスト

- ・ 他のシステムと比較して、低額な構築経費・維持経費となっているか。

④その他

- ・ 自ら避難が困難な避難行動要支援者には、市区町村の避難支援計画に基づき、避難支援できる体制が整っているか。

など

B. 防災情報システムに係る実証事業

①現状分析

- ・ 提案する都道府県の地域特性、災害特性、災害対応に係る課題等の分析が十分になされているか。
- ・ 当該課題を解決するために提案する実証事業の内容、実証により期待される成果及び成果が達成されたかどうかの検証方法が明確にされているか。

②システムの内容

- ・ GIS を効果的に活用しているか。
- ・ 既存のシステムと比較して、運用面や技術面で新規性はあるか。
- ・ 提案する都道府県以外の都道府県でも導入可能な汎用性のあるシステムであるか。
- ・ 耐災害性の向上が図られているか。

③コスト

- ・ 他のシステムと比較して、低額な構築経費・維持経費となっているか。

④その他

- ・ 都道府県と市区町村の連携体制が構築されているか。
- ・ 実証事業において開発したアプリケーションを他の自治体に提供できることとなっているか。

など

(4) 選定後の仕様書(案)作成等

A. 戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業

実証事業実施団体は、選定後1週間以内に、実証事業の仕様書(案)を作成し、総務省に提出すること。なお、総務省は、必要に応じて、実証事業実施団体と協議の上、仕様書(案)の修正を行うことがある。

B. 防災情報システムに係る実証事業

実証事業実施団体は、選定後1週間以内に、実証事業の仕様書(案)を作成し、総

務省に提出すること。その後、総務省は、実証事業実施団体と共に、業務の標準化や最適化を図るため、他の都道府県や有識者を交えて防災情報システムの機能仕様を検討し、仕様書を作成する。

4 事業の実施等

(1) 実証事業受託事業者の決定

3 (4) 仕様書(案)を元に、総務省において仕様書を作成し、一般競争入札(総合評価方式)により、実証事業受託事業者を決定する。

(2) 事業の実施

実証事業受託事業者は、総務省及び実証事業実施団体と密に連携を図り、情報伝達手段又は防災情報システムの整備及び検証を実施する。

(3) 報告書の作成

実証事業受託事業者は、実証事業実施団体における整備内容や検証結果をとりまとめた報告書を作成し、総務省に提出する。

5 問合せ先

共通メールアドレス：dmco-psrco@ml.soumu.go.jp

○消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

(担当：平成28年度「災害情報伝達手段等の高度化事業」担当)

電話 03-5253-7526

○総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室

(担当：平成28年度「災害情報伝達手段等の高度化事業」担当)

電話 03-5253-5888

6 その他

(1) 総務省は、実証事業において整備した設備等を実証事業実施団体に無償貸与(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和22年法律第229号)第5条第1項の規定に基づく)する。

(2) 総務省は、本事業の各種作業の支援業務を行う事業者を別途選定し契約することとしている。

(3) 各実証事業の内容について、総務省が公表することがある。